

被申聞事。

(寛文二年) 二月

前田 大炊

一一 御鷹場・鳥役等之儀御定

覺

一、小立野者末村を限、泉野は有松村より野端松山之根迄、大桑之川原、御鷹場之事。

一、宮腰道をさかひ、粟ヶ崎道筋を切此内、并粟ヶ崎之橋を切、宮腰迄濱野同前之事。

一、森下川を切、うのけの橋迄同前之事。

右御鷹場、跡々より御赦免之面々たりといふとも、鷹つかひ候事并鳥捕候儀、堅御停止に候。以上。

萬治二年七月廿一日

浅野川を切、森下川を限、往還之道をさかひ濱手之方、向後御鷹場に被仰出、諸殺生御停止被仰出候。勿論跡々御鷹場は、古よりの通に候間、其御心得に而早々可有御申觸候。恐惶謹言。

寛文二年十月廿四日

御鷹場近所有之候居屋敷、井下屋敷之内に而、はご綱抔指鳥取候儀、被遠慮尤に候。爲其如此に候。恐惶謹言。

卯三月廿四日

横山 左衛門  
奥村 因幡  
前田 對馬  
本多 安房

今度石川・河北在々鳥役被成御指除候。就夫向後侍中より於右兩郡綱を爲指、又は懸もち・鴨網等爲張候儀、堅御停止に被仰出候間、可被得其意候。恐々謹言。

寛文四年九月七日

奥村 因幡  
今枝 民部  
奥村 河内  
前田 對馬

中川八郎右衛門殿  
津田 源右衛門殿

多賀 左近 殿

覺

一、兩野鷹つかい申儀者勿論、指竿鳥指申事有間敷事。

一、三里四方小鷹、并天のあみに而鳥取申儀有間敷事。

一、石川・河北鴨あみ・大鳥はご綱・懸もち仕間敷事。

一、粟ヶ崎よりねぶ大崎・鶉之毛迄之湯縁筋にて、あみは

ごにて鳥取申間敷事。

一、八月朔日より鐵炮稽古有間敷事。

右跡々より御停止に被仰出候之所に、頃日者猥に有之由百姓共申候。所々在所鳥見并野廻り御横目出申候。面々御爲に而茂候之間、御組中急度可被仰觸候。以上。

寛文五年八月十日

中川八郎右衛門  
津田 源右衛門  
多賀 左近

石川郡之内上口今度留野之覺

一、山手者鶴來村より日御子村を限、中村用水を境海際迄、

御鷹場被仰出候間、鷹仕并鳥捉申儀堅御停止に候。此外御鷹場之儀、跡々相究通に候。以上。

寛文七年正月廿四日

石川郡之内上口今度留野之覺

一、山手者鶴來村より日御子を限、中村用水を境海際迄之事。

但、中村用水者、手取川を鶴來西より用水にとり候。井口村・明嶋村之際より、松任之此方町端より倉部之間を流、海へ出る川也。

一、右之通に而、境に而宮腰之道を切、今度御留野被仰付候事。

一、宮腰之道より下手粟ヶ崎・加々爪・森下・津幡邊、并泉野・小立野、跡々之通御鷹場相違無之事。

以上

多賀 左近  
津田 源右衛門  
中川八郎右衛門

寛文七年正月晦日